

法人会報 しょうばら

No.52

平成30(2018)年新春号



『春の訪れ』

四月上旬、本校の写真部活動で校内を散策した際に撮影した一枚。普段から風景や植物をとることが好きで、カメラを持って校内を散策したとき、綺麗な桜が咲いているのを見つけたのでシャッターを切りました。構図を変えて何枚か撮影しましたが、とてもいい写真がとれたと思います。桜の花にピントを合わせるのが大変でしたがうまく撮れたのでよかったです。これからもっと綺麗に写真がとれるように、写真部での活動を頑張っていきたいです。

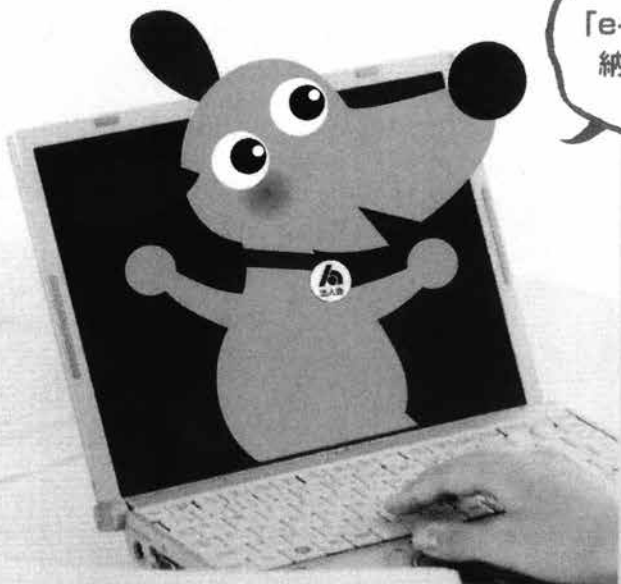
写真提供：広島県立庄原実業高等学校 写真部 2年生 谷平 美優さん

 公益社団法人
庄原法人会

〒727-0011 庄原市東本町一丁目2-22
(庄原商工会議所会館内)
TEL/FAX(0824)72-1889
<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

主 な 内 容

新年のご挨拶	3
行動する法人会	5
平成30年度税制改正に関する提言	6
受賞おめでとうございます	8
平成29年度下期の主な事業活動	9
青年・女性部会コーナー	
青年部会活動状況	12
女性部会活動状況	12
庄原税務署からのお知らせ	18
北部県税事務所からのお知らせ	20
市・税務課からのお知らせ	21
大同生命保険㈱からのお知らせ	22
法人会基本方針	23
アフラックからのお知らせ	24



「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした
預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して
納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用[※]できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続が
行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

検索

新年のご挨拶



公益社団法人庄原法人会 会長 三宅 康文

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、庄原法人会の事業活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の我が国経済は、雇用情勢・個人消費が引き続き改善し、生産活動も比較的堅調に推移したことから、29年10月に中国財務局より「管内経済は、回復しつつある」との総括判断が発表されています。

しかし、一方では、中国地方の有効求人倍率は1.72倍と全国の1.52倍に比べ高水準で推移し人手不足の深刻化とそれに伴う賃金上昇傾向が中小企業の経営を圧迫し、地方での景気回復の実感が乏しいように思います。

このような状況の中、2005年から分娩が出来なくなっていた庄原市で年明け、庄原赤十字病院の産科が4月から再開するという明るいニュース舞い込みました。我々地域に暮らすものにとって大変勇気づけられる朗報だと思います。

法人会は60年を超える歴史を持つ、約80万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振

興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することを目的として、設立当初からの理念である「納税意識の向上、税知識の普及啓発」の原点に立ち、次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくための「租税教室」等を実施するなど多彩な活動を展開しています。

本年も事業計画に則り、市内の法人企業・団体の絆を深めながら、目的達成のため努力してまいりますので、公益社団法人庄原法人会に対し、税務当局及び税理士会並びに会員・役員・青年部会・女性部会の皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、新しい年が会員企業のますますのご繁栄と、皆様にとりまして幸多い良き年になりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



庄原税務署 署長 横田 光幸

新年あけましておめでとうございます。

平成30年の年頭にあたり、新年のお祝いを申し上げますとともに、公益社団法人庄原法人会会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様には、平素より税務行政につきまして、格別なるご理解とご協力を賜っておりますことを、誌上をお借りして厚くお礼申しあげます。

東京国税局千葉東税務署から庄原税務署長として着任し、皆様に温かく迎え入れていただいてから、はや半年が経過いたしました。その間、研修会や座談会、女性部会のクッキング教室など様々な行事に参加させていただき、「よき経営者を目指すものの団体」として納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献される活動を展開されておられるお姿を拝見し、大変心強く感じた次第です。

特に、小学校を中心に「租税教室」の講師を積極的に務めていただくほか、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を毎年開催され、昨年11月には、「税を考える週間」行事の一環として「税の作品合同表彰式」に参加され、受賞者に賞状を授与していただくなど、次代を担う児童・生徒への租税教育に多大なるご尽力をいただいておりますし、e-Taxの利用推進のため税務署内に花を植えていただくなど納税環境の整備を含めた地域社会への貢献にも積極的に取り組んでいただいております。

これもひとえに、三宅会長をはじめ役員並びに会員の皆様の熱意の賜物と敬意を表する次第であります。

さて、平成29年分の確定申告がいよいよ始まります。年頭の署長訓示で「確定申告の効率化のために納税者に対する対応を決して疎かにすることのないように」

と職員に指示しました。署員一同誠心誠意対応させていただきますので、よろしくお願いします。

昨年から確定申告書など税務署に提出する書類にはマイナンバーの記載が必要となりました。確定申告書などを税務署窓口で提出される場合には、マイナンバー及び身元確認書類の提示が、郵送で提出される場合には、マイナンバー及び身元確認書類の写しの添付が必要となります。

しかしながら、自宅で国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで申告書を作成され、e-Taxで送信される場合には、マイナンバーの記載のみで確認書類の提示・添付の必要はありませんので、大変便利となっています。ご自身の申告はもちろん会員各社の従業員の皆様にもしっかりとそのことを伝えていただき、e-Taxによる申告書の提出を推奨していただければ幸いです。

併せまして、入札等で、納税証明書を取得される場合には、e-Taxによる納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください。

さらに私どもといたしましては、「納税者の自発的な納税道義の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を実現するため、消費税率引き上げ・軽減税率制度導入への対応、ダイレクト納付による期限内収納の推進、「社会保障と税番号制度」の定着に向けた広報など円滑な税務行政の運営に努めているところです。

今後とも税務行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人庄原法人会の益々のご発展と会員各社のご繁栄、会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

行動する法人会



平成30年度税制改正に関する提言

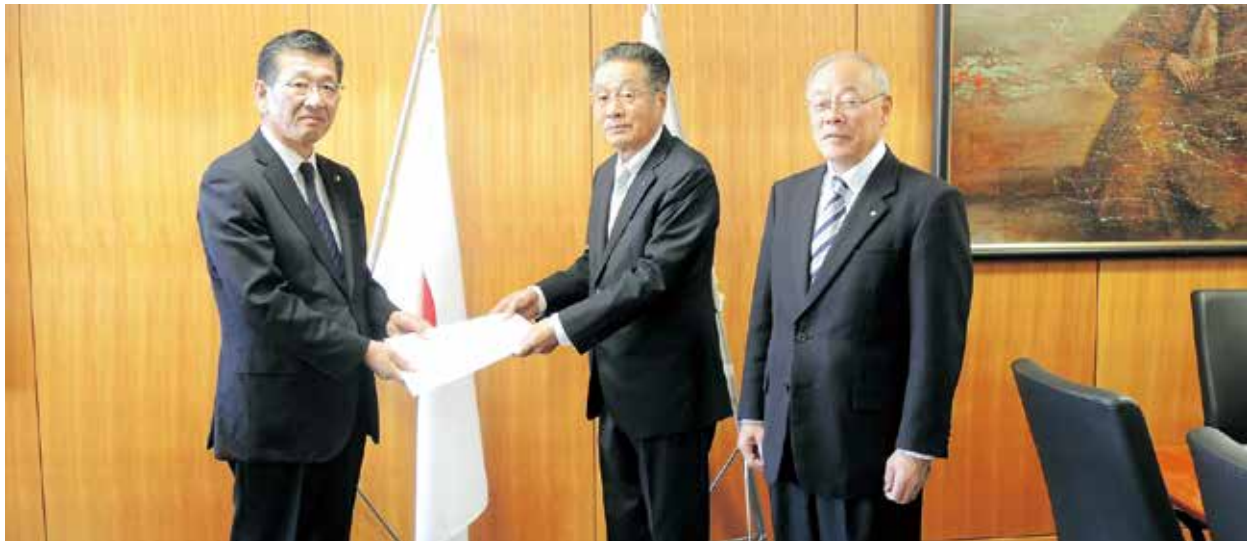
平成29年10月5日、第34回「法人会全国大会」(福井大会)が開催され、式典の中で税制改正に関する提言等の報告・青年部会から租税教育活動の事例発表が行われた。

「平成30年度税制改正に関するスローガン」を盛り込んだ「大会宣言」の採択等が行われた後、全法連では役員・税制委員の方々が、政府・各政党及び関係省庁に対して提言活動を実施されました。

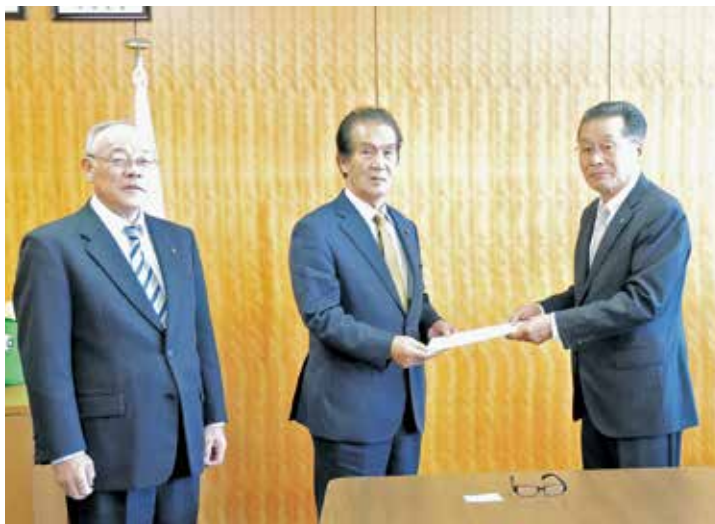
また、県法連と各单位会が一体となり昨年11月に各法人会役員等が地元国会議員並びに地元地方自治体に「提言書」を持参し、改正要望事項の実現についての協力要請を行いました。

その主な活動状況は次のとおりです。

こうした法人会の税に対する取り組みは、各界で評価されております。



11月27日 庄原市長木山耕三氏(左)へ提言書を渡す
三宅会長(中)と光永税制委員長(右)



11月27日 庄原市議会議長 堀井秀昭氏(中)、へ
提言書を渡す三宅会長(右)と光永税制委員長(左)

平成30年度 税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

平成30年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

- (1) 消費税率 10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019 年 10 月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針 2015」では、歳出面で 2016 年度から 18 年度までの 3 年間で政策経費の増加額を 1.6 兆円（社会保障費 1.5 兆円、その他 0.1 兆円）程度に抑制する目安を示した。この 2 年間ににおいては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率 10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率 10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025 年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2 年に 1 度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率 80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活

用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず院より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率 10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD 加盟国の法人実効税率平均は約 25%、アジア主要 10 カ国の平均は約 22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用

の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

- 地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。
- 「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損算入とすべき
 - (2) 同族会社も利益連動給与の損算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

受賞おめでとうございます



受賞される 矢吹昭善氏（左）



☆広島国税局長から平成29年度 『広島国税局長納税表彰』受賞

副会長 矢吹 昭善 氏
[新興運輸株 代表取締役会長]

平成29年11月10日、平成29年度広島国税局長納税表彰式（場所／ホテルセンチュリー21広島）において、多年にわたり、法人会、納税貯蓄組合、青色申告会、間税会など税務関係民間団体の役員として、また、租税教育、税務広報の推進を通じて、常に率先して申告納税制度の普及発展及び税知識の普及に努められ、納税道義の高揚に功績があったとして、広島国税局長より表彰をいただきました。

☆公益財団法人 全国法人会総連合会から庄原法人会が受賞

全国法人会総連表彰

全国法人会総連努力賞

税法税務研修参加率優秀賞



平成29年10月5日
(公財) 全国法人会総連表彰



平成29年10月5日
(公財) 全国法人会総連 努力賞



平成29年10月5日
税法税務研修参加率優秀賞

平成29年度下期(9～12月)の主な事業活動状況

〈税知識普及事業〉

[税を考える週間(11/11～11/17) 事業]

○税務研修会 11/14 庄原会場

11/15 東城会場

共催団体：庄原商工会議所・備北商工会・東城町商工会・庄原間税会・庄原青色申告会

第1部、講師：庄原税務署 統括国税調査官

大山治久氏(庄原会場)

庄原税務署 調査部門 調査官

川崎隆文氏(東城会場)

演題：軽減税率制度について

第2部、講師：税理士 谷川喜彰氏(庄原会場)

税理士 岡村元治氏(東城会場)

演題：平成29年度税制改正のあらまし

〈*〉庄原会場32名、東城会場17名の参加者で、持ち時間いっぱい熱心に教えて戴きました。



11月14日 庄原会場で軽減税率制度について説明中の庄原税務署統括国税調査官 大山治久氏



11月15日 東城会場で説明中の庄原税務署 調査部門 調査官 川崎隆文氏



11月14日 庄原会場で税制改正講話中の谷川税理士



11月15日 東城会場で税制改正講話中の岡村税理士



庄原会場で研修中のみなさん



東城会場で研修中のみなさん

- (10/3) 北部県税事務所で租税教室講師研修会に4名参加 (青年部会員・事務局長)
- (10/18) 税務座談会 税に関するよもやま話 (9名)
- (11/9) 税務座談会 庄原税務署で、税務署長・統括国税調査官・会長・副会長・顧問・広報委員長・女性部役員とで税務座談会実施 (12名)
- (12/14) 税務研修会 事業承継について (17名)
- (12月～2月) 「租税教室実施」〈青年部会〉 (6小学校)

〈納税意識高揚事業〉

- (8月) 庄原市・西城町・東城町で開催されるイベントに協賛し、税の啓発品 (税の啓発用うちわ・ポケットティッシュ) の配布広報を実施。
- (10/26) 第13回「e-Tax 推進委員会」庄原税務署・税理士と導入推進・今後の取り組みを協議。
- 税を考える週間 (11/11～11/17) 広報事業 (11/9) 庄原税務署で、税務署長他幹部職員、会長・副会長・顧問・広報委員長・女性部役員等とで、税広報標語入りプランターなどに年末・初春用の花植え実施。



12月14日 税務研修会



11月9日 税務座談会
参加のみなさん



11月9日 税広報標語入り花植えプランターの前で参加のみなさん
横田税務署長 (前列左から4人目)・三宅会長 (前列左から5人目)



11月9日 税務署入口を「e-Tax」の花文字で飾った

〈税制提言事業〉

- (3月～4月) 税制委員長から税制担当役員・委員宛、平成29年度、税制改正要望アンケート実施。
- (4月) 公益財団法人 全国法人会総連合宛アンケート送付。
- (10/5) 法人会全国大会 (福井大会) で税制改正に関する提言事項報告。
- (10月) 県連税制委員会で、(7月) 全法連税制委員会・(9月) 全法連理事会での税制改正に関する提言事項報告。地元国会議員並びに地方自治体に対する提言活動について協議。
- (11/27) 「平成30年度、税制改正に関する提言書」を、会長、税制委員長から木山庄原市長、堀井庄原市議会議長宛提出。

〈会員交流事業〉

- (12/7) 〈親会・女性部会〉フラワー通り花いっぱい運動 (植栽・管理) に協賛参加。
- 随時、税務・経営研修用図書等を会員宛無料配布。

〈福利厚生事業〉

- (10/26) 委託保険会社3社と役員・委員が推進連絡協議会実施。
福利厚生事業の研修及び推進方について協議。

〈会員増強事業〉

- (10/26) 連絡推進協議会 (支部役員と合同) 実施。9～12月「会員増強運動」の取り組み等協議。
- (H29/10～H30/3月号) 庄原市の広報誌へ「税の啓發文」を広告掲載。
- (H29/11～H30/3月号) 庄原市社会福祉協議会「社協だより」へ「税の啓發文」を広告掲載。



12月7日 フラワー通り花植えのみなさん
後列左から糸谷女性部会員・青木女性部副部長・岡辺女性部理事
前列左から定丸事務局長・矢吹副会長・三宅会長

広告

「この社会あなたの税がいきている」

—インターネットで申告・納税できる—

利用推進運動中

e-Tax (国税電子申告・納税システム) <http://www.e-tax.nta.go.jp>



めざまし
よき経営者による 正しい納税で
企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人
庄原法人会

〒727-0011 広島県庄原市東本町1-2-22 (庄原商工会議所会館内)

TEL 0824-72-1889 (FAX兼用)

H P <http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

ACTIVITY REPORT | 活動報告

第34回「法人会全国大会」(福井大会)

平成29年10月5日 (木)

場所：福井県産業会館

記念講演会：『今後の政治と経済の行方』

毎日新聞専門編集委員 与良 正男氏



青年部会コーナー

青年部会の活動状況

○青年部会活動状況

〈税知識普及事業〉

- (H29/12～H30/2)「租税教室実施」(6小学校)
- (11/16)「税務研修座談会」税務署長と税務研修座談会実施。



税務研修座談会で挨拶をする
今岡青年部会長



税務研修座談会へ出席の青年部会のみなさん
今岡青年部会長 (前列左から2人目)
横田税務署長 (前列左から3人目)
田畑税務署総務課長 (前列左から1人目)

女性部会コーナー

女性部会の活動状況

○女性部会活動状況

〈税知識普及事業〉

- (11/9) 税務座談会庄原税務署で、税務署長
他幹部職員、会長・副会長・顧問・広報委員長・
女性部会役員とで税務座談会、併せて税広報用
花植えを実施。
- (11/16)「税務研修座談会」税務署長と税務
研修座談会実施。



税務研修座談会へ出席の女性部会のみなさん
赤木女性部会長 (前列右から2人目)
横田税務署長 (前列右から3人目)

〈納税意識高揚事業〉

- （7月～11月）小学生の「税に関する絵はがき」募集、審査・表彰・展示。

13校 196点応募

庄原・山内・永末・板橋・高・峰田・口北・口南・比和・高野・西城・小奴可・八幡・応募作品は、11月から12月の間、各1週間毎に、庄原ジョイフル店内及び、高野・口和・比和・西城・東城・市本庁・総領の各支所ロビーに展示。

- （11/11）庄原ジョイフル店内で「税に関する絵はがき等」納税貯蓄組合連合会・公益社団法人庄原法人会・庄原間税会の3団体主催の合同表彰式を実施。（今年は納貯連が当番幹事）

〈社会貢献事業〉

- （12/22）西城町のデイサービス萌へ全自動洗濯機1台を寄贈。

〈会員交流事業〉

- （10/25）大谷先生宅にてクッキング教室
庄原の秋を愉しむ「オータニ流 Cook and Eat」開催。（12名参加）
今回は、庄原税務署横田署長、統括国税調査官大山氏2名が出席されました。



税務研修座談会で挨拶をする赤木女性部会長



デイサービス萌へ全自動洗濯機1台を寄贈する
熊本女性部副部会長（左）・施設長 池田浩尚様（右）



クッキング教室へ参加された女性部会のみなさん
赤木女性部会長（前列左から4人目） 横田税務署長（後列右から3人目）

平成29年度(第9回)小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施

一般社団法人 広島県法人会連合会女性部会連絡協議会(以下、略して「県女連協」)と共催して、第9回、小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

当会女性部会では、13校から196作品の応募があり、入選作品以上を庄原ショッピングセンター「ジョイフル」店内へ「税を考える週間(11月11日～17日)中、納税貯蓄組合連合会主催の「中学生、習字・作文」および庄原間税会主催の「税の標語」に併せて展示させて戴き、今回4回目3会合同の表彰式を、納貯連が当番幹事として庄原地区租税教育推進協議会の協力を戴き、盛大に開催されました。

また、優秀作品5点を県女連協主催の絵はがきコンクールに出品。2点が銀賞、1点が入選に選ばれました。(30年1月28日広島で表彰式)

なお、作品は12月まで市役所各支所ロビーにも展示させて戴きました。

来年も、9月上旬までに「税に関する絵はがき」を作画してコンクールに応募して戴きますようお願いいたします。

第9回 平成29年度「税に関する絵はがきコンクール」入賞者

賞	県女連協	学校名	学年	氏名
庄原税務署長賞	銀賞	西城	6	黒田さくら
庄原市教育委員会 教育長賞		高野	6	峠 結翔
庄原地区租税教育推進協議会 代表幹事賞	銀賞	永末	6	藤岡 美優
(公社)庄原法人会長賞		口南	6	香川 陸斗
(公社)庄原法人会 女性部会長賞	入選	口南	6	脇坂 恵羽

審査委員 特別賞	比和	6	山本 照英
審査委員 特別賞	口南	6	盛崎 奏子
審査委員 特別賞	口北	5	家島 爽
審査委員 特別賞	永末	5	山岡 瑠生
審査委員 特別賞	山内	6	武広 陸希

入選

学校名	学年	氏名
庄原	6	山本 愛菜
庄原	6	上野 彩花
庄原	6	藤原 柚葉
庄原	6	増田 健人
庄原	6	天川 沙弥
庄原	6	田邊 心愛
庄原	6	永迫 紗弥
庄原	6	多田 茉央
庄原	6	坂本三菜子
庄原	6	兼本 琉希
庄原	6	森原 桜奈
庄原	6	日野 桃花
庄原	6	曾利 雛菜
永末	5	久保 憩生
小奴可	6	坪倉 瑠快
小奴可	5	為石ひかる
山内	6	阿部 有紗
口北	6	山岡 佳代
口北	5	池田咲瑠萌
口北	5	藤岡 心菜
八幡	6	芳賀あかり
八幡	5	林 瑛太

学校名	学年	氏名
比和	6	小田 健太
比和	6	谷口 海玖
比和	6	岩倉 瑞姫
比和	6	周藤 咲李
高	6	森山 遥香
高	6	三上 蘭
高野	6	大山はるな
高野	6	井上日菜子
高野	6	糸原 愛理
高野	6	種元 楓
高野	6	藤原 春香
峰田	6	光森 夢斗
峰田	6	穂崎 拓也
峰田	6	池田ゆゆか
西城	6	城田 真夢
西城	6	太田菜々花
西城	6	堀井 楓
板橋	6	若山 阿月
板橋	6	寺本 萌夏
板橋	6	有附 実希



法人会長賞を授与される三宅会長(右)



女性部会長賞を授与される
赤木女性部会長(左から2人目)

平成29年度 税に関する絵はがきコンクール入選作品

口南小6年 協坂 恵羽



西城小6年 黒田 さくら



永末小6年 藤岡 美優



高野小6年 峠 結翔



口南小6年 香川 陸斗



口南小6年 盛崎 奏子



山内小6年 武広 睦希



比和小6年 山本 照英



口北小5年 家島 爽



永末小5年 山岡 瑠生



庄原小6年 山本 愛菜



庄原小6年 上野 彩花



庄原小6年 藤原 柚葉



庄原小6年 増田 健人



庄原小6年 天川 沙弥



庄原小6年 田邊 心愛



庄原小6年 永迫 紗弥



庄原小6年 多田 茉央



庄原小6年 坂本三葉子



庄原小6年 兼本 琉希



庄原小6年 森原 桜奈



庄原小6年 日野 桃花



庄原小6年 曾利 雛菜



永末小5年 久保 鰐生



小奴小6年 坪倉 瑠快



小奴小5年 為石ひかる



山内小6年 阿部 有紗



口北小6年 山岡 佳代



口北小5年 池田咲瑠萌



口北小5年 藤岡 心菜



八幡小6年 芳賀あかり



八幡小5年 林 瑛太



比和小6年 小田 健太



比和小6年 谷口 海玖



比和小6年 岩倉 瑞姫



比和小6年 周藤 咲李



高小6年 森山 遥香



高小6年 三上 蘭



高野小6年 大山はるな



高野小6年 井上日菜子



峰田小6年 光森 夢斗



高野小6年 種元 楓



高野小6年 糸原 愛理



峰田小6年 池田ゆゆか



峰田小6年 穂崎 拓也



高野小6年 藤原 春香



西城小6年 城田 真夢



西城小6年 太田菜々花



西城小6年 堀井 楓



板橋小6年 若山 阿月



板橋小6年 寺本 萌夏



板橋小6年 有附 実希



スマートフォンや
タブレット端末からでも
利用できます。

オンライン請求
※電子署名及び
電子証明書の送信が不要!!

自宅等で
請求データを
作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレッ
ト端末で納税証明書請求データを作成します。

税務署窓口で
本人確認後に
受取

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い
時間で受け取れます。(請求日当日の受取を指定さ
れた場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

**e-Taxを
使った** **とても便利な**
納税証明書のオンライン請求を
ぜひご利用ください!!

イータ君

- メリット 1** **手数料が安価です。**
1 税目 1年度
1 枚 370円(通常400円)
- メリット 2** **窓口での待ち時間が短縮できます。**

イータックス
e-Tax

詳しい手続は裏面をご覧ください。➡

平成29年分

確定申告

申告書には
マイナンバーの
記載が必要です！

確定申告は、
自宅から
ネットが便利

☒ 早い ☒ 待たない
☒ 24時間いつでもOK

Step1

国税庁
ホームページで
申告書を作成

Step2

ネットで送信 (e-Tax)

プリントアウトして送付

医療費控除の提出書類が
簡略化されます

詳しくは **確定申告**

検索

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は **写しの添付** が必要です

※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告と納税

所得税および復興特別所得税の確定
申告の窓口での相談・申告書の受付は、
平成30年2月16日(金)からです。

所得税および復興特別所得税・贈与税

平成30年

3月15日(木)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

平成30年

4月2日(月)まで

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

税務署



県税からのお知らせ

○県税の納税証明の手続きが変わりました。

- ① 「県税納税証明書（県税に関する証明書）交付請求書」の様式を改正しました。
これまで4種類に分かれていた「交付請求書」を1種類に統合しました。
- ② なりすましやその他不正な手段による請求を防止するため、県税事務所の窓口に来所された方の本人確認を実施します。（本人確認のため運転免許証等をご持参ください。）
 - ※ 代理人の場合は、代理人の確認並びに委任状又は請求書委任欄への押印が必要です。
 - ※ 納付（納入）税額証明書や滞納なし証明書などの交付請求の際に実施します。
（自動車の継続検査・構造等変更検査用納税証明書については、実施しません。）

①と②は、平成29年4月1日から実施しています。
交付請求書の新様式や、来所された方の本人確認の方法の詳細
については、県ホームページ等をご覧ください。
※なお、郵送で請求される場合は、事前に県税事務所にお問い合わせください。



○法人の申告はエルタックスで。

地方税の電子申告eLTAXを利用してみませんか？

eLTAX（エルタックスと読みます。）とは、インターネットによる地方税に関する総合窓口システムで、一般社団法人地方税電子化協議会が運営しています。

法人の皆さんは、このシステムにより、確定申告書、予定申告書、設立届や異動届を提出することができます。（利用時間：月曜～金曜日の8時30分から24時）

（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

なお、eLTAXをご利用いただくには利用届出が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【エルタックスについてのお問い合わせ先】

- ・eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/>
- ・ヘルプデスク 電話 0570-081459

※ 受付時間：月～金 9時～17時

（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

エルタックスを
ご利用ください。



お問い合わせ先 北部県税事務所 電話（代表）：（0824）63-5181

納税証明書交付請求書、法人の設立届・異動届様式や納付書などを広島県ホームページ（県税のページ）からダウンロードできます。ぜひご利用ください。

県税のページアドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/>

eLTAX (エルタックス) にて 市税の電子申告受付中

庄原市では、インターネットを利用した電子手続きサービス「^{エルタックス}eLTAX」による申告、申請・届出を受け付けています。

eLTAX の利用により、窓口に出向いたり郵送することなく、申告の手続きが自宅やオフィスで行えます。

市税の申告・届出申請には、便利な eLTAX をご利用ください。

利用できる税目(手続き)

庄原市でご利用いただける eLTAX の税目(手続き)は、次のものがあります。

電子申告

- 法人市民税(中間申告、確定申告、修正申告など)
- 個人住民税(給与支払報告書、給与所得者異動届出書などの特別徴収関連手続き)
- 固定資産税(償却資産の申告)

申請・届出

- 法人市民税(法人設立・設置届出書、異動届出書)
- 個人市民税(特別徴収:特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書)

注記: 電子納税はできません。

利用時間

午前8時 30 分から午後9時まで

注記: 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

利用手続き

電子申告を利用するためには、eLTAX のホームページから次の手順で手続きが必要になります。

- 利用届出を行い利用者IDを取得します(電子証明書を取得しておくなど、事前に準備が必要です。)
- eLTAX 対応のソフトウェア(無料)を取得します。なお、市販されている eLTAX 対応のソフトウェアをお持ちの方は必要ありません。
- eLTAX 対応ソフトウェアから申告書を作成し、送信します。

なお、既に eLTAX を利用している方は、「利用届出の変更(税目の追加など)」を行うことにより利用できます。

詳しい内容や手続きは、一般社団法人 地方税電子化協議会 eLTAX ホームページをご覧ください。



eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

問合せ先

庄原市 税務課 市民税係

電話 0824-73-1146

転んでも、
起き上がればいい。
何度でも。

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

DŌIDO 大同生命

広島支社/広島県広島市中区銀山町4-17 TEL 082-241-8191

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

全国法人会総連合

社長の身になって節税のあと押しをします

法人会に入会しませんか
青年部会・女性部会会員も募集中です

わずかな会費で企業の繁栄と社会への貢献を！
これが法人会のモットーです。法人会に加入したいという
事業所がありましたら、ぜひご紹介ください。

公益社団法人 庄原法人会

〒727-0011

庄原市東本町一丁目2番22号

庄原商工会議所会館内

TEL (0824) 72-1889

(FAX兼用)

E-mail: sh-hojin@siren.ocn.ne.jp

<http://www10.ocn.ne.jp/~shk/>

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか？

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

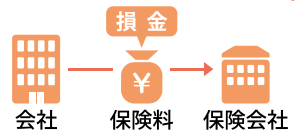
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1 全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2 従業員の 福利厚生

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

- 法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
- 従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬（給与）とみなされ、傷病手当金（*）の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

（*）会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに 休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

広島総合支社 〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7番18号 東芝フコク生命ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043-1801026 7月29日